

令和7年度 一般会計 歳出 第2款7項1目 12節(18)900000 その他業務委託料

連絡先

委託担当 国際局グローバルネットワーク推進課
担当者名 中鉢 俊樹
電話 045-671-4709

設 計 書

1 委託名 横浜市国際プランディング支援等業務委託

2 履行場所 横浜市国際局及び受託者社内等

3 履行期間 期間 契約締結日 から 令和8年3月31日 まで
又は期限 期限 平成 年 月 日 まで

4 契約区分 ■ 確定契約 □ 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 說 明 ■ 不要
□ 要 (月 日 時 分 場所)

7 委託概要 横浜市国際プランディング支援等業務

8 部 分 払

□ す る (回以内)

■ し な い

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予 定 月	数 量	単 位	単 價	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む。

委 託 代 金 額

¥ _____

内 訳 業 務 價 格

¥ _____

消費税及び地方消費税相当額

¥ _____

内 訳 書

名 称	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
都市ランキングの調査・分析	1	式			対象外
ベンチマーク都市の調査・分析	1	式			対象外
本市の強み・弱みの洗い出しと有効な国際ブランディング・プロモーション手法のまとめ	1	式			対象外
報告書の作成	1	式			対象外

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

横浜市国際ブランディング支援等業務委託仕様書

横浜市国際ブランディング支援等業務委託仕様書（以下「本書」という。）は、横浜市（以下「発注者」という。）が発注する国際ブランディング支援等業務について、業務を受託する者（以下「受託者」という。）が当該業務を履行するために必要な事項を定めたものである。

1 業務名

横浜市国際ブランディング支援等業務委託

2 目的

グローバル化や少子高齢化が進展する中、都市の質的価値を向上させ、持続可能性を高めていくことが重要であり、そのためには、国際都市・横浜の強みを生かした成長・発展の方向性を見定めた上で、横浜の都市としてのブランド力を高め、都市の活力を向上させることが肝要。

本業務委託においては、都市ランキングの分析を通して海外都市との比較における横浜市の強み・弱みを洗い出した上で、国際ブランディングの方向性（コンセプトやターゲット、アプローチ等）を検討し、体系的な都市ブランドづくりと戦略的な発信につなげていく。

3 履行場所

横浜市国際局及び受託者社内等

4 履行期間

契約締結の翌日から令和8年3月31日まで

5 業務概要

上記目的を達成するため、以下の業務を行う。

- (1) 都市ランキングの調査・分析
- (2) ベンチマーク都市の調査・分析
- (3) 本市の強み・弱みの洗い出しと有効な国際ブランディング・プロモーション手法のまとめ
- (4) 上記(1)～(3)についての報告書の作成

6 履行内容

上記に掲げる目的及び事業概要等を十分理解し、以下の業務を行うものとする。

- (1) 都市ランキングの調査・分析

以下4社が実施する都市ランキング（※）の分析（データ購入が必要な場合は本市側で購入。各社への聞き取り調査等を行うこと。）

- ・各ランキングで使用されている指標及び評価基準の分析
- ・各ランキングの影響度や注目度を調査・分析

・各ランキングにおける横浜市の現状スコアと上位5都市とのギャップを分析・可視化

※調査・分析対象とする都市ランキング調査

(括弧書きの②④⑤は、2023、2024及び2025年度の横浜市の順位)

①米 Mercer「Quality of Living City Ranking」(④58/241)

②英 Saffron Brand Consultants「City Brand Barometer」(③45/100)

③米 Kearney「Global Cities Index」(⑤92/158)

④豪 2thinknow「Innovation Cities Index」(③83/500)

(2) ベンチマーク都市の調査・分析

(1)で分析したランキングで高評価を得ている都市（5都市程度※対象都市や数は協議のうえ決定）をベンチマークに、ランキングと都市ブランディングやプロモーション手法との関係性についての考察/ケーススタディ

(3) 本市の強み・弱みの洗い出しと有効な国際ブランディング・プロモーション手法のまとめ

・上記(1)を通じて明らかになった本市の強み・弱みの整理

・上記(2)を踏まえ、本市にとって有効と考えられる都市ブランディング・プロモーション手法の提案

(4) 上記(1)～(3)についての報告書の作成

上記(1)～(3)の調査・分析・考察結果を図表・グラフ等も活用しながらまとめ、報告書を作成。

7 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務内容及び実施体制、実施方法、スケジュール等の業務を迅速に遂行するためには必要な計画を作成し、発注者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、進捗状況等を発注者に逐次報告するほか、必要に応じて発注者と打合せを行うこと。打合せを行った場合には、受託者において議事録を作成すること。
- (3) 受託者は、発注者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合には、速やかに提出すること。

8 成果品

本業務の成果品は次のとおりとし、それぞれ書面及び電子データで提出するものとする。

なお、成果品の提出については、監督職員の指示に基づき、速やかに提出すること。

(1) 中間報告書

ベンチマーク都市の調査・分析の概要について2026年1月10日頃までに中間報告

※様式・方法は協議

(2) 最終報告書の本冊 ハードコピー2部

調査・分析・考察結果に関する詳細な記述がなされたもの

(A4判・フルカラー・25ページ程度を想定)

(3) 最終報告書の概要版 ハードコピー2部

報告書の要点を視覚的にわかりやすくまとめたもの

(A4判・フルカラー・4ページ程度を想定)

- (4) 上記(1)～(3)の電子データ (CD-ROM 2部)
- (5) その他、本業務において作成し、又は取得したもので発注者が指示するもの

9 支払条件

確定払

10 業務体制

業務全般の管理等を行う業務主任者をおくものとする。

11 その 他

(1) 法令等の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。

(2) 費用の負担

本業務に伴う必要な経費は、本書に明記の無いものであっても、原則として受託者の負担とする。

(3) 秘密の保持

本業務において、受託者は業務上知り得た秘密を何人にも漏洩してはならない。

なお、契約終了後も同様とする。

(4) 成果品の帰属

本業務による成果品は全て市の管理及び帰属とし、受託者は成果品を市の承諾なしに第三者に貸与、公表してはならない。

(5) その他

受託者は、本業務の実施に際しては、常に発注者との連絡を密にし、疑義が生じた場合等、業務の遂行に支障をきたす恐れがある場合には、速やかに発注者と協議し、その指示に従うものとする。

12 担 当 課

横浜市国際局グローバルネットワーク推進課